事務連絡

令和６年８月３０日

各介護福祉サービス事業所・施設

　　運営法人　ご担当者　様

島根県健康福祉部高齢者福祉課

介護職員処遇改善支援補助金に係る概算払請求等に係る留意事項

について（２回目）

　平素より、福祉行政にご理解、ご協力いただきありがとうございます。

　介護職員処遇改善支援補助金（以下「補助金」という。）の２回目の支払いについて、下記によりご提出いただきますようお願いいたします。

記

１．概算払請求書の提出〆切（第２回目）

　　令和６年９月１２日（木）必着

　　提出方法：メール（kaizen2024@pref.shimane.lg.jp）

２．支払予定日

　　令和６年９月３０日（月）

３．請求額

　・　令和６年９月に島根県国民保険団体連合会（以下「国保連」という。）から伝送により通知された「介護職員処遇改善支援補助金　支払額通知書」（以下「支払額通知書」という。）に記載された金額が請求額になります。

　・　令和６年９月の支払い通知書の金額は、令和６年５月サービス提供分、過誤請求、月遅れ請求分等の合計額となります。

　・　請求は法人単位（交付決定の単位）となりますので、法人の担当者におかれては、各事業所の支払額通知書を取りまとめの上、合計金額で請求してください。

